

# 注意事項

①交通違反(無免許運転等)および免許取消の経験がある方は、事前に都道府県公安委員会に免許取得が可能かどうか確かめてください。「運転経歴証明書」が必要になる場合があります。

②免許証(原付含む)を紛失している方、汚れ等で不鮮明な場合は、必ず再発行の上でご持参ください。

③入所時の適性検査などで、現在または過去に下記に該当する方は、入所できない場合があります。(取消手数料や事務手数料、実費分がかかります。)

●手足指に欠損がある方および、(1)統合失調症(2)てんかん(3)再発生の失神(4)無自覚性の低血糖症(5)そううつ病(6)重度の睡眠障害(7)その他精神障害(8)脳卒中(9)認知症(10)アルコール薬物等中毒に該当する方。

●過去5年以内において、病気(病気の治療に伴う症状を含みます)を原因として、または原因は明らかでないが、意識を失ったことがある方。

●過去5年以内において、病気を原因として、身体の一部又は全部が、一時的に思い通りに動かせなくなったことがある方。

●過去5年以内において、十分な睡眠時間を取っているにもかかわらず、日中活動している最中に眠り込んでしまった回数が週3回以上となったことがある方。

●過去1年以内において、次のいずれかに該当したことがある方。

・飲酒を繰り返し、絶えず体にアルコールが入っている状態を3日以上続けたことが3回以上ある。

・病気治療のため、医師から飲酒をやめるように助言を受けているにもかかわらず、飲酒をしたことが3回以上ある。

●病気を理由として、医師から運転免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている方。

●角膜矯正用コンタクトレンズを使用している方。

●現在または過去に精神科、心療内科等に通院したことがある方。

※これらの病気や症状に該当する方、現在又は過去に一定の病気にかかっている方、障害者手帳をお持ちの方は、運転免許センター(住民票の住所の運転免許センター)における運転適性相談を受ける事になりますので、申込時に申告してください。

※2014年6月1日の道路交通法の改正により免許取得・更新時に、一定の病気等に関する「質問票」の提出が義務化されました。虚偽の記載をした場合には、罰則が設けられています。(法第117条の4第2項)

※身体に障がいをお持ちの方、また病気等で自動車等の運転に不安がある方は、必ず事前に住民票のある各都道府県の運転免許センター(運転適性相談窓口)に相談してください。

※上記の内容について、虚偽の申告または必要な手続き(自己申告や必要書類の提出、運転適性相談等)をされなかった場合は、入所をお断りする場合や、教習の中断をする場合があります。その際にかかった費用(取消料、事務手数料、教習費用、宿泊費用、交通費等)はおお客様の自己負担となりますのでご注意ください。

※現在または過去に一定の病気にかかっており、自動車の安全な運転に支障を及ぼすおそれのある方は、道路交通法の安全の観点から、運転免許が取得できない場合があります。一定の病気等に関する「質問票」の提出が教習所で行われることをご理解したうえで、お申込みをお願いいたします。